

## 〔登山計画書の提出方法〕

東京多摩支部の皆さま

安全登山のために「登山計画書」を提出してください。

### 1 登山計画書をつくりましょう。

- ・登山する際、登山計画書をつくることは、大切な登山マナーです。
- ・個人山行においても登山計画書をつくり、提出しましょう。
- ・登山計画書には、「留守番担当者」1名を、家族、支部会員などに依頼して記載ください。

〔個人山行の「登山計画書」は、裏面様式を参考にして作成ください。〕

### 2 登山計画書を提出してください。

- ・登山計画書を提出する先は、
  - ①東京多摩支部安全対策委員会、②留守番担当者、③参加者の緊急連絡者(家族など)、④警察署(登山地域管轄の署)です。
- ・万一、事故発生の際には、迅速な救助活動が可能になります。

### 登山計画書を提出する方法

#### ◇「東京多摩支部安全対策委員会」への提出

- ①提出方法・「メール」にて、登山計画書を添付して送信する。  
メールアドレスは、[plan-submission@jac-tama.or.jp](mailto:plan-submission@jac-tama.or.jp) です。
- ②提出方法・「郵便」にて、支部安全対策委員会に送付する。  
郵送先は、支部安全対策委員会(〒192-0352 八王子市大塚659-5石井宛)です。

#### ◇「留守番担当者」、「参加者の緊急連絡者」への提出

留守番担当者、参加者の緊急連絡者には、登山計画書内容を説明して提出する。

#### ◇「警察署」(登山地域管轄の署)への提出

提出先は、各県警察本部、警察署のホームページを参照してください。

### 3 下山報告してください。

- ・登山が終了した時、必ず「留守番担当者」へ下山報告(携帯電話利用)をしてください。
- ・下山連絡がない場合は、事故の発生が考えられます。留守番担当者は「支部緊急連絡先」へ連絡することになり、遭難対策本部が活動開始します。(支部緊急連絡先は登山計画書を参照)

◆登山計画書の提出は、日本山岳会の会員、準会員が山行する際には、支部山行、同好会山行はもとより個人山行においても提出が必要になっているので、上記のとおり実施をお願いします。